
（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第５条第３号に規定する主要株主をいう。

２．「議決権」とは、第５条第３号に規定する議決権をいう。

３．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

４．「割合」とは、第５条第３号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

５．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。

（第14面）

15. 暗号資産交換業の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

１．日本標準産業分類表細分類により記載すること。

２．その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

16. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

［加える。］